

会員各位

つくば市商工会
会長 櫻井 姚
(公印省略)

「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」開催のご案内

厚生労働省では、刈払機を取扱う作業に従事する者は、通達(平成12年2月16日付基発第66号)により、安全衛生教育(特別教育に準じる教育)を実施しなければならないとされています。

また、国、地方公共団体等が発注する道路、河川の維持委託業務を行う作業者には必須の教育となっております。

つきましては、下記要領により特別教育を開催いたしますので是非この機会に受講をお願いします。

記

1. 受講資格

刈払機を取扱う作業者等 満18才以上の方(受講日現在)

2. 開催日及び会場

開催日	令和8年 4月17日(金)
会場	つくば市商工会谷田部支所(茨城県つくば市谷田部5655-6)

※カーナビにて検索できない場合がありますので、講習会場案内図を参照下さい。

3. 講習科目及び時間割

	科 目	講習時間
学 科	オリエンテーション	8:30~8:40 (10分)
	刈払機に関する知識	(1時間)
	刈払機を使用する作業に関する知識	(1時間)
	刈払機の点検及び整備に関する知識	(30分)
	振動障害及びその予防に関する知識	(2時間)
	関係法令	(30分)
実 技	刈払機の作業等	(1時間)
	修了証交付(修了予定16:00頃)	(合計 6時間)

※開始時間は8:30からですが、8:20までには受付を済ませて下さい。

4. 受講料

●9,000円(テキストは当日貸し出します。)

5. 定員

36名(受講希望者が定員になり次第締め切ります。なお、10名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。)

6. 受講申込み方法

※申込書は、つくば市商工会ホームページからダウンロードしてください。

- ・受講料
- ・受講申込書（写真貼付）
- ・証明写真計1枚

〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したものを
持参の上、申込み先受付先へお申込みをお願いします。

＜講習会当日、会場へ持参するもの＞

- ・本人確認書類の写し
 - ・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート
- ※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

7. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真は、両面テープを推奨します。

8. 修了証の交付

全科目修了者には「刈払機取扱作業者」修了証を即日交付します。

9. 申込み受付先（持参のみ。電話・FAX等での申込みはできません。）

つくば市商工会（茨城県つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2階） 電話 029-879-8200

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

申込先と講習実施場所は異なりますのでご注意ください。

10. その他

- ①実技当日 保護帽（ヘルメット）、作業服（動きやすい服装等）
- ②無断で欠席された場合、受講料金は返還しません。
- ③テキストは受付会場でお渡しします。
- ④記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ⑤遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ⑥昼食は各自ご用意して下さい。
- ⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ませんので電源を切るか、マナーモードにしてください。

11. 講師

茨城労働局長登録教習機関（登録第56-7）

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター

〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19

電話 029-291-6221 FAX 029-353-7915